

令和3年度

第1回古河市公共交通活性化会議資料



古河市公共交通活性化会議

[目次]

	件名	ページ
議案第1号	令和2年度古河市公共交通活性化会議事業報告について	1
議案第2号	令和2年度古河市公共交通活性化会議歳入歳出決算について	2
	(監査報告)	4
議案第3号	令和3年度古河市公共交通活性化会議事業計画(案)について	5
議案第4号	令和3年度古河市公共交通活性化会議歳入歳出予算(案)について	6
議案第5号	令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画(案)及び交通不便地域指定申請について	8
議案第6号	古河市地域公共交通網形成計画実施事業の評価について	20
報告第1号	古河市公共交通利用者アンケート結果報告について	24
	(参考資料)	
	古河市公共交通活性化会議設置要綱	26
	古河市公共交通活性化会議財務及び会計に関する規程	29
	令和3年度 第1回古河市公共交通活性化会議委員名簿	32

議案第1号

令和2年度古河市公共交通活性化会議事業報告について

期 日	区 分	場 所	内 容
4月～3月			<ul style="list-style-type: none"> ・デマンド交通「愛・あい号」運行 ・循環バス「ぐるりん号」運行
6月	第1回 活性化会議	(書面決議)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度事業報告及び歳入歳出決算について ・令和2年度事業計画及び歳入歳出予算について ・古河市地域公共交通網形成計画実施事業の評価について
7月	第2回 活性化会議	(書面決議)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について
7月31日	第1回 ワーキング チーム会議	古河庁舎2階 204会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍における現在の状況について ・循環バス再編後の現在の状況及び今後の状況について ・地域公共交通利用促進等事業(県補助金)の活用について ・古河市地域公共交通網形成計画実施状況について
10月	第3回 活性化会議	(書面決議)	<ul style="list-style-type: none"> ・古河市循環バス一部ルート変更及び停留所の新設・移設について
1月	第4回 活性化会議	(書面決議)	<ul style="list-style-type: none"> ・古河市循環バス一部ルート変更及び停留所の新設・移設について ・令和2年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)(案)について ・古河市公共交通活性化会議財務及び会計に関する規定の変更について
2月17日～ 3月13日	公共交通利用 者アンケート の実施	ぐるりん号及 び愛・あい号 車内配布	<ul style="list-style-type: none"> ・「ぐるりん号」利用者アンケート ・「愛・あい号」利用者アンケート

令和3年6月18日

古河市公共交通活性化会議
会 長 針 谷 力

令和2年度古河市公共交通活性化会議歳入歳出決算について

1 歳入

(単位:円)

款	項	目	当初予算額	補正額	予算現額	収入済額	比較	備考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	152,105,254	0	152,105,254	157,067,522	4,962,268	<ul style="list-style-type: none"> ・市活性化会議負担金 500,000 ・運転免許返納事業負担金 3,600,000 ・デマンド交通運行事業市負担金 52,956,000 ・循環バス運行事業市負担金
								(福祉の森・病院、西、南コース) 54,910,510
								(通勤通学、総和庁舎・病院コース) 32,389,765
								(道の駅・三和庁舎コース) 12,435,895
								・その他の経費に係る負担金 275,352
								(バスロケ使用料、修繕、予備車両等)
2 補助金	1 補助金	1 補助金	0	0	0	137,000	137,000	地域公共交通利用促進等事業費助成金 137,000
								(茨城県公共交通活性化会議補助金)
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	0	0	0	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	1,000	0	1,000	65	△935	・預金利子
計			152,106,254	0	152,106,254	157,204,587	5,098,333	

2 歳出

(単位：円)

款	項	目	当初予算額	補正額	予算現額	支出済額	不用額	備考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	250,000	0	250,000	1,710	248,290	・ 会議時お茶代等 1,710
	2 事務費	1 事務費	250,000	0	250,000	334,706	△84,706	・ 収入印紙代 242,400 ・ 振込手数料 24,420 ・ 通信費 39,936 ・ 消耗品等 27,950
2 事業費	1 事業費	1 事業費	151,605,254	0	151,605,254	149,689,620	1,915,634	・ 運転免許返納事業 579,640 ・ デマンド交通運行事業委託費 47,870,691 ・ 循環バス運行事業委託費 (福祉の森・病院、西、南コース) 54,910,510 (通勤通学、総和庁舎・病院コース) 32,389,765 (道の駅・三和庁舎コース) 12,435,895 ・ その他の経費 (バスロケ使用料、運行準備経費等) 1,503,119
	3 予備費	1 予備費	1,000	0	1,000	0	1,000	
計			152,106,254	0	152,106,254	150,026,036	2,080,218	

収入合計 157,204,587円

支出合計 150,026,036円

収入支出差引 7,178,551円 (市へ戻し入れ)

令和3年6月18日

古河市公共交通活性化会議


会長 針谷 力


監 査 報 告 書

令和2年度古河市公共交通活性化会議の収支決算について、関係帳簿並びに証拠書類に基づき、令和3年5月31日に監査を実施したところ、いずれも決算書のとおり相違なく適正に処理されたことを認めます。

令和3年 6月18日

古河市公共交通活性化会議

監 査 那 須 和 尚 

監 査 川 島 正 廣 

議案第3号

令和3年度古河市公共交通活性化会議事業計画（案）について

期 日	区 分	場 所	内 容
4月～3月			<ul style="list-style-type: none"> ・デマンド交通「愛・あい号」運行（事業拡充） ・循環バス「ぐるりん号」運行 ・高齢者免許返納支援事業運用
4月以降 随時	分科会（ワーキングチーム）会議		<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通網形成計画に基づく事業実施に向けた検討
6月下旬	第1回 活性化会議	書面決議	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度事業報告及び歳入歳出決算について ・令和3年度事業計画及び歳入歳出予算について ・令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）及び交通不便地域指定申請について ・地域公共交通網形成計画に基づく実施事業評価
8月上旬	第2回 活性化会議	未定	<ul style="list-style-type: none"> ・古河市循環バス（道の駅・三和庁舎コース）の停留所位置について
1月中	第3回 活性化会議	未定	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）（案）について ・運行事業規程の一部改正について
2月中旬～ 3月中旬	公共交通利用者アンケートの実施	ぐるりん号及び愛・あい号車内配布	<ul style="list-style-type: none"> ・「ぐるりん号」利用者アンケート ・「愛・あい号」利用者アンケート

令和3年6月18日提出

古河市公共交通活性化会議

会 長 針 谷 力

令和3年度古河市公共交通活性化会議歳入歳出予算(案)について

(単位:円)

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較	備考
1 歳入						
1 負担金	1 負担金	1 負担金	176,606,646	152,105,254	24,501,392	市活性化会議負担金 500,000 運転免許証自主返納支援事業負担金 1,920,000 デマンド交通運行事業負担金 77,586,392 循環バス(福祉の森・病院、西、南コース)運行事業負担金 54,078,000 循環バス(通勤通学、総和庁舎・病院コース)運行事業負担金 30,447,422 循環バス(道の駅・三和庁舎コース)運行事業負担金 10,998,000 その他の経費に係る負担金(バスロケ使用料、修繕等) 1,076,832
2 補助金	1 補助金	1 補助金	0	0	0	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	0	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	1,000	1,000	0	預金利子
計			176,607,646	152,106,254	24,501,392	

2 歳出

(単位：円)

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較	備考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	250,000	250,000	0	委員報酬等
	2 事務費	1 事務費	250,000	250,000	0	印紙代、通信費等
2 事業費	1 事業費					運転免許証自主返納支援事業費 1,920,000
			176,106,646	151,605,254	24,501,392	デマンド交通運行事業委託金 77,586,392
						循環バス (福祉の森・病院、西、南コース) 運行事業委託料 54,078,000
						循環バス (通勤通学、総和庁舎・病院コース) 運行事業委託料 30,447,422
						循環バス (道の駅・三和庁舎コース) 運行事業委託料 10,998,000
3 予備費	1 予備費		1,000	1,000	0	その他の経費に係る負担金 (バスロケ使用料、修繕等) 1,076,832
		計	176,607,646	152,106,254	24,501,392	

※予算相互間での流用は、これができるものとする。

収入合計 176,607,646 円

支出合計 176,607,646 円

収入支出差引 0 円

令和3年6月18日提出

古河市公共交通活性化会議

会長 針谷 力

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 古河市公共交通活性化会議
住 所 茨城県古河市下大野 2248 番地
代表者氏名 会 長 針 谷 力

生活交通確保維持改善計画認定申請書

生活交通確保維持改善計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した生活交通確保維持改善計画を添付すること。

令和3年 月 日

（名称）古河市公共交通活性化会議

生活交通確保維持改善計画の名称
古河市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
古河市循環バスが運行していない総和地区、三和地区を対象に、市民の日常生活を支える「地域の足」を確保するため、「デマンド交通（乗合タクシー）」を運行する。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（1）事業の目標
1日あたりの平均利用者数を目標値とする。令和元年度運行実績は122.6人であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度運行実績は、93.4人であった。 令和4年度から令和6年度の目標値については、令和3年度4月、5月の実績値が前年同月比約+8%となっていることから、以下のとおりとする。 令和4年度目標値：108.3人（令和2年度比+16%） 令和5年度目標値：115.8人（令和2年度比+24%） 令和6年度目標値：127.0人（令和2年度比+36%） 【古河市地域公共交通網形成計画（P76）との整合性について】 新型コロナウイルスの影響を考慮し設定
（2）事業の効果
低料金で安全・安心なデマンド交通（乗合タクシー）を運行することにより、交通不便地域で自家用車を運転できない市民（主に高齢者）の移動手段が確保できる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・公共交通のネットワークが一目でわかる公共交通マップの作成・市内配布 ・広報や市HP等を活用した公共交通利用啓発 ・自動車運転免許返納者への循環バス、デマンド交通の利用券配布 ＜実施主体＞古河市公共交通活性化会議 （古河市地域公共交通網形成計画 P65、P68、P71参照）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者
別添の表1のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を市が負担。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
総和中央交通株式会社、三和交通有限会社、諸川タクシー有限会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添の表5のとおり。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

<p>16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>該当なし</p>
<p>19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>

20. 協議会の開催状況と主な議論

- 令和2年度第1回古河市公共交通活性化会議（令和2年6月：書面協議）
 - ・令和元年度古河市公共交通活性化会議事業報告について
 - ・令和元年度古河市公共交通活性化会議歳入歳出決算について
 - ・令和2年度古河市公共交通活性化会議事業計画（案）について
 - ・令和2年度古河市公共交通活性化会議歳入歳出予算（案）について
 - ・古河市地域公共交通網形成計画実施事業の評価について
 - ・古河市公共交通活性化会議財務及び会計に関する規程の改正について
 - ・古河市公共交通利用者アンケート結果報告について
 - ・古河市循環バス停留所の設置場所一部移設について【すべて承認】

- 令和2年度第2回古河市公共交通活性化会議（令和2年7月：書面協議）
 - ・令和3年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について【承認】

- 令和2年度第3回古河市公共交通活性化会議（令和2年10月：書面協議）
 - ・古河市循環バス一部ルート変更及び停留所の新設・移設について
 - ・JR古河駅バス停誘導表示の設置について
 - ・古河市デマンド交通事業の運行日数拡大について【すべて承認】

- 令和2年度第4回古河市公共交通活性化会議（令和3年1月：書面協議）
 - ・古河市循環バス一部ルート変更及び停留所の新設・移設について
 - ・令和2年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）（案）について
 - ・古河市公共交通活性化会議財務及び会計に関する規定の変更について
 - ・古河市デマンド交通事業事業者選定結果報告について【すべて承認】

- 令和3年度第1回古河市公共交通活性化会議（令和3年6月：書面協議）
 - ・令和2年度古河市公共交通活性化会議事業報告について
 - ・令和2年度古河市公共交通活性化会議歳入歳出決算について
 - ・令和3年度古河市公共交通活性化会議事業計画（案）について
 - ・令和3年度古河市公共交通活性化会議歳入歳出予算（案）について
 - ・令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）及び交通不便地域指定申請について
 - ・古河市地域公共交通網形成計画実施事業の評価について
 - ・古河市公共交通利用者アンケート結果報告について

21. 利用者等の意見の反映状況	
<p>これまで地域公共交通網形成計画の策定にあたり、デマンド利用者等へのアンケート調査や老人クラブ連合会の説明会、パブリックコメントを実施した。</p> <p>アンケート調査の結果「運行区域の拡大」の要望が最も多く、中でも運行区域外である古河地区までの拡大要望が多いため、民間路線バスへの乗り継ぎ制度を継続するとともに、乗り継ぎポイントを見直す。</p> <p>令和3年4月から、デマンド交通「愛・あい号」の土曜日運行を開始した。</p>	
22. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	茨城県政策企画部交通政策課長
関係市区町村	古河市長、古河市副市長
交通事業者・交通施設管理者等	茨城県境工事事務所 道路管理課長 古河警察署 交通課長 茨城県バス協会 専務理事 茨城県ハイヤー・タクシー協会 専務理事 ジェイアールバス関東株式会社佐野支店 支店長 茨城急行自動車株式会社 常務取締役 古河ハイヤー運営協議会 会長 朝日自動車株式会社 常務取締役 茨城急行バス労働組合 執行委員長
地方運輸局	国土交通省関東運輸局 交通企画課長 国土交通省関東運輸局茨城運輸支局 首席運輸企画専門官
その他協議会が必要と認める者	学識を有する者：特定非営利活動法人まちづくり支援センター代表理事 市民又は公共交通利用者の代表者：古河市議会 議長 古河市行政自治会 副会長 古河市老人クラブ連合会 会長 古河商工会議所 副会頭 古河市商工会 会長

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 茨城県古河市下大野 2248 番地

(所 属) 古河市役所市民部交通防犯課

(氏 名) 樋口、落合

(電 話) 0280-92-3111

(e-mail) koutsuu@city.ibaraki-koga.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成し

ている場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内ライダー系統)

令和4年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内ライダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)		
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保
古河市	総和中央交通株 式会社	(1) デマンド交通		総和地区・ 三和地区		往 復 km km	291日	4688回		区域運行	②(2)	③
	三和交通有限会 社	(2) デマンド交通		総和地区・ 三和地区		往 復 km km	291日	9376回		区域運行	②(2)	③
	諸川タクシー有 限会社	(3) デマンド交通		総和地区・ 三和地区		往 復 km km	291日	4688回		区域運行	②(2)	③
		(4)				往 復 km km	日	回				
		(5)				往 復 km km	日	回				

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内ライダーシステムに係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内ライダーシステムが接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	古河市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	80,599
交通不便地域等	10,460

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
10460	総和地区、三和地区	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
古河市地域公共交通網形成計画	平成31年3月1日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

古交活第 号
令和3年 月 日

関東運輸局長 殿

名 称 古河市公共交通活性化会議
住 所 茨城県古河市下大野 2248
代表者氏名 会長 針 谷 力

交通不便地域指定申請書

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号)別表7ハ②(2)に基づき、交通不便地域の指定を受けたいので、別紙のとおり申請します。

【連絡先】

所 属 古河市役所市民部交通防犯課
担当者名 落合
TEL 0280-92-3111 (内線 2264)
E-mail koutsuu@city.ibaraki-koga.lg.jp

交通不便地域指定申請書（別表7ハ②（2）関係）
 （地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統確保維持関係）

1. 指定を受けようとする地域名
茨城県古河市総和地区、三和地区 （朝日自動車(株)古河駅西口～境車庫線、茨城急行自動車(株)古河駅東口～諸川～八千代町役場線・古河駅東口～丘里工業団地～八千代町役場線・古河駅東口～中牛ヶ谷～北茂呂車庫線・古河駅東口～丘里工業団地～北茂呂車庫線・古河駅東口～中牛ヶ谷～古河市三和庁舎線・古河駅東口～丘里工業団地～古河市三和庁舎線・古河駅東口～古河第一高校前～友愛記念病院線・古河駅東口～中牛ヶ谷～諸川線・古河駅東口～中牛ヶ谷～菅谷線、ジェイアール関東(株)古河駅～大綱線・駒羽根循環線、古河市循環バス（福祉の森-病院コース・通勤通学コース・総和庁舎-病院コース・道の駅-三和庁舎コース）の停留所から半径1キロメートルの区域を除く）
2. 指定を受けようとする理由
上記地区については、令和2年7月17日付けで交通不便地域の更新指定を受け、引き続きフィーダー補助を受け区域型のデマンド交通の運行を行っているが、当該交通不便地域指定対象地区内で令和3年10月1日に古河市循環バス（道の駅-三和庁舎コース）の停留所の新設が計画されており、交通不便地域が変更となるため、改めて指定を受ける必要が生じた。
3. 指定を受けようとする交通不便地域へ導入する予定のフィーダー系統の概要
デマンド交通（営業区域：古河市総和地区全域、三和地区全域）
4. 指定を受けようとする交通不便地域の人口
10,460人（令和3年3月31日時点）
5. 指定を受けようとする期間
令和3年10月1日～令和8年9月30日
6. 協議会における協議年月日
令和3年6月
7. その他特記事項

【添付書類】

- ・ 指定を受けようとする地域を示した地図（導入予定のフィーダー系統及び接続する地域間交通ネットワーク（地域間幹線バス系統、鉄道等）、当該地域内に存在する停留所等を記載してあるもの）
- ・ 指定を受けようとする地域の地区（町・字）の区分図
- ・ 関東運輸局審査方針1.「（3）「停留所等」から除外できるもの」の①、「（4）停留所等からの距離「半径1キロメートル以内」を柔軟に取り扱うことができるもの」に該当する場合は、当該停留所等の状況を説明する資料
- ・ 交通不便地域の人口の挙証資料（地区別の人口がわかる資料）
- ・ その他参考資料

議案第6号

古河市地域公共交通網形成計画実施事業の評価について

◎ 適切に実施 ○ 一部事業未実施 △ 検討・調整段階 × 未検討・未調整

No.	実施事業名	具体的事業内容	実施時期	令和2年度の事業結果概要
1	古河駅駅前広場の環境整備及び交通結節機能の強化	古河駅駅前広場の交通処理の見直し・改善	R 6以降	◎ 循環バス新コース発着場所は、ダイヤ調整により、従来コースのバス乗り場と兼ね、スペースを確保した。 ※R 2実施済み J R 古河駅の協力を得て、古河駅構内及び出入口床面に路線バス及び循環バス乗り場への誘導表示（構内4箇所、出入口4箇所）を設置した。
		乗り換え情報等の案内表示板の設置	R 2	
2	(仮) 南古河駅実現に向けた取組み推進	期成同盟会による鉄道事業者への要望活動	実施	△ 令和3年2月、J R 東日本大宮支社へ、郵送により要望書の提出を行った。 令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、地域住民との意見交換会を実施することができなかった。
		地域住民との意見交換会の実施	実施	
3	路線バスの再編・充実	拠点間を結ぶ路線の充実	R 6以降	△ 各事業者から運行実績等のデータを収集し、検討を開始している。 ルート再編に必要な予算等について、他自治体と協議を実施した。 各事業者から運行実績等のデータを収集し、検討を開始している。
		西南医療センターへのアクセス強化	R 3以降	
		需要に応じたダイヤ編成	R 5以降	

No.	実施事業名	具体的事業内容	実施時期	令和2年度の事業結果概要	
4	循環バスの再編・運行形態の見直し等	ルートの見直し	R 2	○	道の駅・三和庁舎コースについては道路新設により、ルートの見直しを実施した。 ※R 2 実施済み
		朝夕ピーク時及び昼時間帯のニーズに対応した再編	R 2 以降		朝の便を前倒し運行、大型商業施設への乗り入れ等、市民ニーズに対応した再編を実施した。 ※R 2 実施済み
		土休日、年末年始の運行見直し	R 2 以降		R 2は全コースについて年末年始6日間を運休としたが、市民の利便性の観点から運休日を4日間に短縮する方向で調整している。
		古河駅～道の駅～三和庁舎への乗り入れ	R 2 以降		三和地区から古河駅方面への移動ニーズへの対応、及び道の駅への観光客等の利便性向上を目的とした新コースを開設した。 ※R 2 実施済み
		需要に応じた運行形態への見直し	順次 実施		一部のコースにおいて、乗降調査を実施し、実情に見合う運行形態導入のための分析を実施している。
5	デマンド交通のサービス充実	古河地区住民の交通結節点からのデマンド利用拡大	R 2 以降	△	結節点からの利用拡大はもとより、古河地区への導入について調査・検討を開始した。
		乗り継ぎポイントの見直し	R 2 以降		道の駅・三和庁舎コース開設に伴い、三和庁舎を乗り継ぎポイントとして設定した。 ※R 2 実施済み
		乗合率向上促進策の実施	R 3 以降		受託事業者の変更がR 3にあったが、土曜日運行を開始した

No.	実施事業名	具体的事業内容	実施時期	令和2年度の事業結果概要	
					ことにより費用が増大し、システム改修等については、R5以降に見送った。
6	主要施設敷地内への乗り入れ	主要施設敷地内への乗り入れ(新規・増便)	R3以降	△	安全に敷地内に乗り入れする環境調査・検討を継続して行った。
7	交通結節点及び主要バス停の待合環境の整備	交通結節点及び利用者の多い主要なバス停における待合環境の整備	順次実施	○	地権者等地元住民との調整を行い、待合環境の改善を図った。
8	サイクル&バスライド、パーク&ライドの促進	サイクル&バスライド用駐輪場の整備	順次実施	◎	古河市サークル館(北利根)、さくら公民館(久能)にジェイアールバス関東がサイクル&バスライドを設置した。
		自転車搭載バスの導入検討			
		パーク&ライド用駐車場の確保の促進			
9	総合的な公共交通ガイドブック作成	ルート、バス停、ダイヤ、乗り方、運賃などについて掲載	R2以降	△	官民共同出資での作成を試みたが、コロナ禍により民間事業者の同意が得られず、次年度以降に持ち越しする。
10	バスロケーションシステムの導入拡大及びシステム利用のPR	路線バスへのバスロケーションシステムの導入	R3以降	○	民間事業者の一部において、導入を実施した。 事業再編により更新した「公共交通ご利用案内」や広報・HP等において、継続してPRを実施している。
		バスロケーションシステムの利用PR	実施		
11	外出支援のためのモデルルートの提供	外出の移動モデルプログラムの作成・配布	R2以降	△	緊急事態宣言等外出自粛や外出控えがあり、今年度は実施を断念し、次年度以降に持ち越しする。
		マイ時刻表の作成	R2以降		
12	自動車運転免許返納者	循環バス、デマンド交	R1	◎	制度開始2年目は、178件の方

No.	実施事業名	具体的事業内容	実施時期	令和2年度の事業結果概要
	への循環バス、デマンド交通の利用券の配布	通の利用券の配布	以降	に対し、12,000円分の回数券又はチケットを件交付した。
13	適正な運賃改定	循環バスの運賃改定	順次実施	△ 開設した「道の駅・三和庁舎コース」においては、走行距離に応じ、運賃設定を行った。 ※R2実施済み コロナ禍により事業収益が大幅に減少したことにより、運賃設定の見直し要請は見送った。
		赤字路線バスにおける適正な受益者負担に基づく運賃設定の見直し要請	順次実施	
14	市民の公共交通利用意識を高める取り組み	公共交通利用促進啓発活動の実施	順次実施	△ 「ぐるりん号無料の日」については、主となるイベントがコロナ禍により相次いで中止となったことから実施していない。 見直し基準策定のための実績収集及び公表を行った。また、事業者からのヒアリングを随時行い、利用状況の把握に努めた。
		循環バス等見直し基準の設定及び利用実績公表	R2以降	
15	バスの乗り方教室の実施	子どもや高齢者を対象としたバスの乗り方教室の実施	検討実施	△ コロナ禍により、殆どのイベントが中止となり、実施する機会を失い、次年度以降に持ち越しする。
16	福祉施策との連携	福祉施策との棲み分けの協議・連携	順次実施	△ 障がい者のデマンド交通利用について、事業者や福祉部局との調整を行い、現状の把握に努めた。

令和3年6月18日

古河市公共交通活性化会議
会長 針谷 力

報告第1号

古河市公共交通利用者アンケート結果報告について

1 目的

古河市公共交通の利便性向上及び運行改善のため

2 対象事業

古河市循環バス「ぐるりん号」、古河市デマンド交通「愛・あい号」

3 実施期間

令和3年2月17日～3月13日

4 配布及び回収方法

車内にて乗務員が配布、返信用封筒で郵送回収

5 回収件数及び回答内容 ※ 回答内容は一部抜粋

① 古河市循環バス「ぐるりん号」 配布数600部のうち63件回収（回収率：10.05%）

■ 利用回数 (単位：人)

	ほぼ毎日	週3～4回	週1～2回	月1～2回	年に数回	今回初めて	合計
利用回数	8	16	21	14	4	0	63

■ 満足度 (単位：人)

	とても満足	満足	普通	悪い	非常に悪い	分からない	合計
運行本数	1	10	20	14	12	6	63
運行時間帯	3	11	20	16	9	4	63
運行区域	6	17	17	8	9	6	63
バス停の位置	13	17	21	3	4	5	63
運賃	30	14	13	3	0	3	63
バスの待合環境	8	11	24	11	4	5	63
鉄道との乗り継ぎ	7	5	17	15	2	17	63
安全運転	23	19	10	5	2	4	63
運転手の対応	25	17	11	2	4	4	63

② 古河市デマンド交通「愛・あい号」 配布数 400 部のうち 130 件回収 (回収率: 32.50%)

■ 利用回数

(単位:人)

	ほぼ毎日	週 3~4 回	週 1~2 回	月 1~2 回	年に数回	今回初めて	合計
利用回数	3	28	35	45	14	2	127

※未回答 3 名

■ 満足度

(単位:人)

	とても満足	満足	普通	悪い	非常に悪い	分からない	合計
運賃	39	34	35	8	1	13	130
始発便の時間	40	34	38	3	0	15	130
終発便の時間	25	25	48	12	4	16	130
予約の取りやすさ	28	25	39	21	5	12	130
運行区域	22	28	46	13	2	19	130
安全運転	52	40	25	0	1	12	130
オペレーターの対応	56	29	26	4	5	10	130
運転手の対応	53	38	24	3	1	11	130

令和 3 年 6 月 1 8 日

古河市公共交通活性化会議

会長 針谷 力

古河市公共交通活性化会議設置要綱

平成 20 年 2 月 25 日

告示第 47 号

(設置)

第 1 条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス、タクシー等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、及びそれらの事項に関する事業を行うため、古河市公共交通活性化会議（以下「活性化会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 活性化会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市の公共交通政策の推進に関する協議。
- (2) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の形態及び運賃、料金等に関する協議。
- (3) 道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業に関する協議。
- (4) 生活交通の調査等に関すること。
- (5) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき策定される地域公共交通網形成計画等の策定に係る協議に関すること。
- (6) 地域公共交通総合連携計画及び前号の協議を経て策定された計画の推進及びこれらの計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、活性化会議の運営方法その他活性化会議が必要と認めること

(組織)

第 3 条 活性化会議の委員（以下「委員」という。）は、21 人以内で組織する。

2 委員は、市長及び次に掲げる者で市長の委嘱又は任命を受けたものをもって充てる。

- (1) 市民又は公共交通の利用者の代表者
- (2) 学識を有する者
- (3) 国及び県の関係行政機関の代表者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の代表者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者
- (6) 市の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 活性化会議に会長及び副会長を1人置く。

2 会長は、市長とし、副会長は、委員の中から会長が指名する。

3 会長は、活性化会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 活性化会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

5 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。

(幹事会)

第7条 活性化会議は、第2条各号に規定する所掌事項その他活性化会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、必要に応じて幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第8条 活性化会議は、活性化会議に提案する事項について協議又は調整を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第9条 委員は、活性化会議で協議が整った事項については、その協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(経費の負担)

第10条 活性化会議の運営に関する経費は、市その他の団体等からの負担金及び国からの補助金その他の収入をもって充てる。

(庶務)

第11条 活性化会議の庶務は、公共交通主管課において処理する。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成20年2月25日から施行する。

附 則 (平成22年告示第113号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年告示第152号)

この告示は、平成23年6月1日から施行する。

附 則 (平成24年告示第100号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年告示第229号)

(施行期日)

1 この告示は、平成29年8月2日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の古河市公共交通活性化会議設置要綱の規定により委嘱又は任命を受けた古河市公共交通活性化会議の委員(以下「現委員」という。)は、この告示による改正後の古河市公共交通活性化会議設置要綱の規定により委嘱又は任命を受けた古河市公共交通活性化会議の委員とみなし、その任期は、現委員としての残任期間とする。

古河市公共交通活性化会議財務及び会計に関する規程

平成20年3月27日 制定

(趣旨)

第1条 この規程は、古河市公共交通活性化会議設置要綱（平成20年告示第47号。以下「要綱」という。）第10条の規定に基づき、古河市公共交通活性化会議（以下「活性化会議」という。）の財務及び会計に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会計年度)

第2条 活性化会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(予算)

第3条 活性化会議の予算（以下「予算」という。）は、古河市その他の団体等からの負担金、国からの補助金その他の収入をもって歳入とし、活性化会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

(予算の承認)

第4条 活性化会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、活性化会議に諮り承認を受けなければならない。

2 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに活性化会議に諮り承認を受けなければならない。

(予算区分)

第5条 歳入予算及び歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 当該年度において臨時又は緊急を要する場合で、かつ特別な理由があるときは、別表に定める以外の項及び目を定めることができる。この場合において、会長は、次の活性化会議に報告しなければならない。

(予算の流用及び予備費の充用)

第6条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、古河市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、次の活性化会議に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第7条 活性化会議の出納は、会長が行う。

2 活性化会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(出納員)

第8条 会長は、活性化会議に出納員を置き、要綱第9条の規定に基づき活性化会議の庶務を処理する公共交通主管課の長をもって充てる。

2 出納員は、会長の命を受けて出納、保管その他必要な会計事務をつかさどるものと

する。

(収入及び支出の手続)

第9条 活性化会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、古河市の例により行うものとする。

2 出納員は、次の簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(3) 支払いについては、インターネットバンキングを利用することができる。

(監査)

第10条 会長は、活性化会議の委員のうちから監査2人を指名するものとする。

2 監査は、活性化会議の会計監査を行い、監査結果を活性化会議に報告する。

(決算等)

第11条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、活性化会議の決算を調製し、活性化会議に諮り承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、前条に規定する監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により活性化会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに古河市長に送付しなければならない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年2月2日から施行する。

別表(第4条第1項関係)

1 歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

2 歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

令和3年度 第1回古河市公共交通活性化会議委員名簿

【活性化会議委員】

※敬称略・順不同

No.	所 属	役 職	氏 名	備考
1	古河市	市 長	針 谷 力	
2	古河市	副市長	近 藤 かおる	
3	古河市議会	議 長	鈴 木 隆	
4	古河市行政自治会	副会長	蜂 須 誠 司	
5	古河市老人クラブ連合会	会 長	那 須 和 弥	
6	古河商工会議所	副会頭	川 島 正 廣	
7	古河市商工会	会 長	峰 英 雄	
8	特定非営利活動法人まちづくり支援センター	代表理事	為 国 孝 敏	
9	国土交通省関東運輸局交通政策部	交通企画課長	板 垣 友圭梨	
10	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	鈴 木 裕 一	(企画調整)
11	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	牧 瀬 成 博	(輸送)
12	茨城県政策企画部	交通政策課長	中 村 浩	
13	茨城県境工事事務所	道路管理課長	東ヶ崎 祐 二	
14	古河警察署	交通課長	高 橋 淳 也	
15	茨城県バス協会	専務理事	川 上 敬 一	
16	茨城県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	服 部 透	
17	ジェイアールバス関東(株)佐野支店古河営業所	所 長	益 子 公 広	
18	茨城急行自動車株式会社	常務取締役	信 清 智 之	
19	古河ハイヤー運営協議会	会 長	日 暮 光 吉	
20	朝日自動車株式会社	運輸部課長	田 沼 健 一	
21	茨城急行バス労働組合	執行委員長	和 田 武 士	

【活性化会議事務局】

No.	所 属	役 職	氏 名	備考
1	古河市役所市民部	部 長	大 山 昌 利	
2	古河市役所市民部交通防犯課	課 長	関 勝 弘	
3	古河市役所市民部交通防犯課	課長補佐兼係長	樋 口 和 久	
4	古河市役所市民部交通防犯課	主 幹	落 合 友 哉	
5	古河市役所市民部交通防犯課	主 事	岡 安 祐 太	